

告 示

埼玉県告示第三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

NPC二十四H所沢第二パーキング 午前零時から翌午前零時

ウインズ二十四パーキング 午前零時から翌午前零時

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

ウインズ二十四パーキング 午前零時から翌午前零時

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年十一月十五日

ニ 届出年月日

平成二十八年三月十四日

二 縦覧期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十二日から平成二十八年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課